

「退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族がいる場合」について

退職所得は、住民税では合計所得金額に含まれないため、受給者に退職金を受け取った配偶者や扶養親族がいる場合、退職所得を含めずに計算した合計所得金額が、配偶者133万以下、扶養親族48万円以下となり、受給者の所得税計算上では受けられない配偶者(特別)控除や扶養控除等の人的控除が住民税では適用できるケースがあります。

この場合、受給者が年末調整時に提出した給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の『○住民税に関する事項「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」』欄に記載された内容を摘要欄に記載してください。

同封の手引き（１）、１ページ目の３の（５）に記載されている内容を、記載例を参考に書いてください。

記載例

有	従有		千	円	人	従人	内	人	従人	人	内	人	人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
配偶者又は扶養親族である旨を記載 (摘要)		退職所得を除いた合計所得金額の見積額											
(退) 上越花子 配偶者 障害者 S 38.5.13 上越市木田 1-1-1 合計所得 200,000 円													
障害者又は特別障害者である場合にはその旨を記載													
その他		・ 国外に居住する非居住者及び分類 ・ 住民税で適用できる扶養親族がいることにより住民税で寡婦又はひとり親が適用できる場合はその旨も摘要欄に記載してください。											
「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に、退職手当の支払いを受ける配偶者又は扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記載してください。													
摘要欄の氏名の前に記載した(退)を付し、対応関係がわかるようにしてください。		(退) 123456789012											